本 庁

出先機関

静岡県事務決裁規程(昭和39年静岡県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

(1)~(5) (略)

- (6) <u>課等</u> 組織規則第10条第1項に規定する 課<u>並びに総務監、経理監及び政策監並びに</u> 第11条第2項に規定する課をいう。
- (7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、知事戦略局長、政策推進担当部長及び地域外交局長)をいう。
- (8) (略)
- (9) <u>課長等</u> <u>課等</u>の長をいう。
- (III) 課長相当職 組織規則<u>第67条第7項</u>に規 定する職をいう。

(11)~(13) (略)

- (国) <u>主管課長等</u> 当該事務を所掌する<u>課長等</u> をいう。
- (15) (略)
- (ib) 副所長等 出先機関の副所長、出先機関 の次長、地域局の副局長、東部地域局の伊 豆観光局長及び<u>東部看護専門学校</u>の副校長 をいう。
- (II) 部長等 組織規則第70条第2項の部長及び組織規則第71条に規定する職のうち職員の任用に関する規則(昭和35年4月30日静岡県人事委員会規則6-6)別表(I)に掲げる職で第1等職及び第2等職に属する職(前2号に掲げる者を除く。)をいう。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

改正後

(1)~(5) (略)

- (6) <u>課</u> 組織規則第10条第1項に規定する課 及び第11条第2項に規定する課をいう。
- (7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織 においては、知事戦略局長、政策推進担当 部長及び地域外交担当部長)をいう。
- (8) (略)
- (9) 課長 課の長をいう。
- (III) 課長相当職 組織規則<u>第67条第10項</u>に規 定する職をいう。

(目)~(目) (略)

- (国) <u>主管課長</u> 当該事務を所掌する<u>課長</u>をいう。
- (15) (略)
- (16) 副所長等 出先機関の副所長、出先機関 の次長、地域局の副局長、東部地域局の伊 豆観光局長及び<u>看護専門学校</u>の副校長をい う。
- (II) 部長等 組織規則第70条第2項の部長及び組織規則第71条に規定する職のうち職員の任用に関する規則(静岡県人事委員会規則6-6)第5条第1項第1号に掲げる職(前2号に掲げる者を除く。)をいう。

(18) (略)

(国) 支所長等 出先機関に置かれた支所、分場その他支分組織(組織規則<u>第40条第4項</u>に規定する静岡県水産技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸を除く。以下「支所等」という。)の長をいう。

(20)~(23) (略)

(専決)

- 第4条 専決者は、別表第1 (その1)、別表第1 (その2)、別表第2 (その1)及び別表第2 (その2) (以下「全別表」という。) に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。この場合において、本庁の班長等において専決すべき事項は主管課長等が、別表第2 (その1)に基づいてそれぞれ指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に 掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項に ついては、同表の右欄に掲げる専決者が専決 するものとする。

90002900				
職員	事 項	専決者		
<u>管理局</u> に置か	別表第1(その	当該局の <u>総</u>		
れる部付主幹	1) 課長等専決	<u>務監</u>		
及び部付主査	<u>事項</u>			
局に置かれる	別表第1(その	(略)		
調整監、主	1) <u>課長等専決</u>			
幹、調整主査	<u>事項</u> の欄(1)から			
及び経理調整	(9)までに掲げる			
班の職員	事項			
産業革新局に	別表第1(その	(略)		
置かれる理事	1) <u>課長等専決</u>			
	<u>事項</u> の欄(1)から			
	(9)までに掲げる			
	事項			
(略)				

(18) (略)

(国) 支所長等 出先機関に置かれた支所、分場その他支分組織(組織規則第47条の2第 4項に規定する静岡県水産技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸を除く。以下「支所等」という。)の長をいう。

(20)~(23) (略)

(専決)

- 第4条 専決者は、別表第1 (その1)、別表第1 (その2)、別表第2 (その1)及び別表第2 (その2) (以下「全別表」という。)に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。この場合において、本庁の班長等において専決すべき事項は主管課長が、別表第2 (その1)に基づいてそれぞれ指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に 掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項に ついては、同表の右欄に掲げる専決者が専決 するものとする。

7 9 0 0 2 7 9 8				
職員	事 項	専決者		
政策管理局に	別表第1(その	当該局の <u>総</u>		
置かれる部付	1) 課長専決事	務課長		
主幹及び部付	項の欄に掲げる			
主査	<u>事項</u>			
局に置かれる	別表第1(その	(略)		
調整主幹、主	1) 課長専決事			
幹、調整主査	<u>項</u> の欄(1)から(9)			
及び経理調整	までに掲げる事			
班の職員	項			
産業革新局に	別表第1(その	(略)		
置かれる理事	1) 課長専決事			
	<u>項</u> の欄(1)から(9)			
	までに掲げる事			
	項			
(略)				

(略)

		т
賀茂地域局に	別表第1(その	(略)
駐在する知事	1) <u>課長等専決</u>	
戦略課知事戦	事項の欄に掲げ	
略班の職員	る事項	
地域外交局に	別表第1(その	(略)
置かれる局付	1) 課長等専決	
職員	事項の欄に掲げ	
	る事項	
多文化共生課	別表第1(その	旅券室長
旅券班の職員	1) 課長等専決	
	事項の欄(1)から	
	<u>(9)までに掲げる</u>	
	<u>事項</u>	
もくせい会館	 別表第1(その	(略)
に駐在する人	1) 課長等専決	
事課の職員	<u>事項</u> の欄(1)から	
	 (9)までに掲げる	
	事項	
スポーツ局の	(略)	
職員		
静岡県コンベ	別表第1(その	文化・観光
ンションアー	1) <u>課長等専決</u>	<u>部理事(文</u>
ツセンターに	<u>事項</u> の欄(1)から	<u>化担当)</u>
駐在する文化	 (9)までに掲げる	
政策課の職員	事項	
,		
l		

賀茂地域局に	別表第1(その	(略)
駐在する知事	1) 課長専決事	
戦略課知事戦	<u>項</u> の欄に掲げる	
略班の職員	事項	
地域外交局に	別表第1(その	(略)
置かれる局付	1) 課長専決事	
職員	<u>項</u> の欄に掲げる	
	事項	
もくせい会館	別表第1(その	(略)
に駐在する人	1) 課長専決事	
事課の職員	<u>項</u> の欄(1)から(9)	
	までに掲げる事	
	項	
多文化共生課	別表第1 (その	旅券室長
旅券班の職員	1) 課長専決事	
	項の欄(1)から(9)	
	までに掲げる事	
	<u>項</u>	
スポーツ局の	(略)	
スポーツ局の 職員		
		文化・観光
職員	(略)	文化・観光 部理事(文
職員 静岡県コンベ	(略) 別表第1 (その	
職員 静岡県コンベ ンションアー	(略) 別表第1 (その 1) <u>課長専決事</u>	部理事(文
職員 静岡県コンベ ンションアー ツセンターに	(略) 別表第1 (その 1) <u>課長専決事</u> <u>項</u> の欄(1)から(9)	<u>部理事(文</u> 化プログラ
職員 静岡県コンベ ンションアー ツセンターに 駐在する文化	(略) 別表第1 (その 1) 課長専決事 項の欄(1)から(9) までに掲げる事	部理事(文化プログラム推進担
職員 静岡県コンベ ンションアー ツセンターに 駐在する文化 政策課の職員	(略) 別表第1 (その 1) <u>課長専決事</u> 項の欄(I)から(9) までに掲げる事 項	部理事(文化プログラム推進担当)
職員 静岡県コンベ ンションアー ツセンターに 駐在する文化 政策課の職員 オリンピック	(略) 別表第1 (その 1) <u>課長専決事</u> 項の欄(!)から(9) までに掲げる事 項 別表第1 (その	部理事(文化プログラム推進担当)オリンピッ
職員 静岡県コンベ ンションアー ツセンターに 駐在する文化 政策課の職員 オリンピック ・パラリンピ	(略) 別表第1 (その 1) <u>課長専決事</u> 項の欄(I)から(9) までに掲げる事 項 別表第1 (その 1) 課長専決事	部理事(文化プログラム推進担当)オリンピック・パラリ
職員 静岡県コンベ ンションアー ツセンターに 駐在する文化 政策課の職員 オリンピック ・パラリンピ ック推進課長	(略) 別表第1(その 1)課長専決事 項の欄(1)から(9) までに掲げる事 項 別表第1(その 1)課長専決事 項の欄(1)から(9)	部理事(文化プログラム推進担当)オリンピック・パラリンピック調

			があらかじめ 指定した職員	1) 課長専決事 項の欄(1)から(9) までに掲げる事 項	長
富士山世界遺	(略)		富士山世界遺	(略)	
産センターに			産センターに		
置かれる職員			置かれる職員		
のうち、研究			のうち、研究		
に従事する職			に従事する職		
員			員		
地域福祉課人	別表第1(その	(略)	地域福祉課人	別表第1(その	(略)
権同和班の職	1) 課長等専決		権同和班の職	1) <u>課長専決事</u>	
員	<u>事項</u> の欄(1)から		員	<u>項</u> の欄(1)から(9)	
	(9)までに掲げる			までに掲げる事	
	事項			項	
(略)			(略)		
農業局、農地	(略)	農林水産戦	農業局、農地	(略)	農林水産担
局、森林・林		略監	局、森林・林		当部長
業局及び水産			業局及び水産		
業局の職員			業局の職員		
農業戦略課長	別表第1(その	(略)	農業戦略課長	別表第1(その	(略)
があらかじめ	1) 課長等専決		があらかじめ	1) 課長専決事	
指定した職員	<u>事項</u> の欄(1)から		指定した職員	<u>項</u> の欄(1)から(9)	
	(9)までに掲げる			までに掲げる事	
	事項			項	
			農業ビジネス	別表第1(その	専門職大学
			課長があらか	1) 課長専決事	開学準備室
			じめ指定した	項の欄(1)から(9)	<u>長</u>
			<u>職員</u>	までに掲げる事	
				<u>項</u>	
お茶振興課長	別表第1(その	しずおかO	お茶振興課長	別表第1(その	しずおかO
があらかじめ	1) <u>課長等専決</u>	-CHAプ	があらかじめ	1) 課長専決事	-CHAプ
指定した職員	<u>事項</u> の欄(1)から	ラザに駐在	指定した職員	<u>項</u> の欄(1)から(9)	ラザに駐在
	(9)までに掲げる	するお茶振		までに掲げる事	するお茶振
	事項	興課 <u>専門監</u>		項	興課 <u>技監</u>
(略)			(略)		

各出納室の職	別表第1(その	(略)
員	1) 課長等専決	
	<u>事項</u> の欄(1)から	
	(9)まで、(21)及び	
	(22)に掲げる事項	
(略)		

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄 に掲げる部、局、課又は出先機関が所掌する 同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲 げる専決者が専決するものとする。

部、局、課又は出先機関	事 項	専決者
(略)		
危機情報課	(略)	
農業局、農地 局、森林・林 業局及び水産 業局	(略)	農林水産戦略監
道路保全課	別表第2(その 1) <u>課長等</u> 専決 事項の 場上に係る事道 場上に係る事の 3、6、12及 14、道路 事項 の 1、 の 1、 の 1、 の 1、 の 1、 の 1、 の 1、 の 1	(略)

各出納室の職	別表第1(その	(略)
員	1) <u>課長専決事</u>	
	<u>項</u> の欄(1)から(9)	
	まで、(21)及び(22)	
	に掲げる事項	
(略)		

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課<u>室</u>又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる事決者が専決するものとする。

部、局、課 <u>、</u>	事 項	専決者
室又は出先機		
関		
(略)		
危機情報課	(略)	
空港管理課空	別表第1(その	空港調整室
港調整室	1) 課長専決事	<u>長</u>
	項の欄(21)から(24)	
	までに掲げる事	
	<u>項</u>	
農業局、農地	(略)	農林水産担
局、森林・林		当部長
業局及び水産		
業局		
(略)		
道路保全課	別表第2(その	(略)
	1) <u>課長専決事</u>	
	<u>項</u> の欄中道路法	
	に係る事項の	
	3、6、12及び	
	14、道路法施行	
	令に係る事項の	
	1、車両の通行	
	の許可の手続等	
	を定める省令に	
	係る事項並びに	

電線共同溝の整 備等に関する特 別措置法に係る 事項

(略)

 $4 \sim 7$ (略)

(部(局)長専決事項の代決)

- 第8条 部(局)長が不在のときは主管局長等が、部(局)長及び主管局長等がともに不在のときは主管課長等が当該事案を代決する。
- 2 部(局)長、主管局長等及び<u>主管課長等</u>が ともに不在のときは、部(局)及び局におけ る<u>課等</u>の順序により当該<u>課等</u>の長が当該事案 を代決する。

(局長等専決事項の代決)

- 第8条の2 局長等が不在のときは、<u>主管課長</u> 等が当該事案を代決する。
- 2 局長等及び<u>主管課長等</u>がともに不在のとき は、前条第2項の規定を準用する。

(課長等専決事項の代決)

- 第9条 <u>課長等</u>が不在のときは、<u>課長等</u>があら かじめ指定した者(以下「<u>課長等の実務代理</u> 者」という。)が当該事案を代決する。
- 2 <u>課長等</u>及び<u>課長等の実務代理者</u>がともに不 在のときは、主務班長等が当該事案を代決す る。

電線共同溝の整 備等に関する特 別措置法に係る 事項

(略)

 $4 \sim 7$ (略)

(部(局)長専決事項の代決)

- 第8条 部(局)長が不在のときは主管局長等が、部(局)長及び主管局長等がともに不在のときは主管課長が当該事案を代決する。
- 2 部(局)長、主管局長等及び<u>主管課長</u>がと もに不在のときは、部(局)及び局における <u>課</u>の順序により当該<u>課</u>の長が当該事案を代決 する。

(局長等専決事項の代決)

- 第8条の2 局長等が不在のときは、<u>主管課長</u> が当該事案を代決する。
- 2 局長等及び<u>主管課長</u>がともに不在のとき は、前条第2項の規定を準用する。

(課長専決事項の代決)

- 第9条 <u>課長</u>が不在のときは、<u>課長</u>があらかじ め指定した者(以下「<u>課長の実務代理者</u>」と いう。)が当該事案を代決する。
- 2 <u>課長及び課長の実務代理者</u>がともに不在の ときは、主務班長等が当該事案を代決する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1(その1)を次のように改める。

(別表第1(その1)に係る部分の登載は、省略する。)

別表第2(その1)及び別表第2(その2)を次のように改める。

(別表第2(その1)及び別表第2(その2)に係る部分の登載は、省略する。)

附則

- 1 この訓令甲は、公表の日から施行する。ただし、別表第2(その2)吉原林間学園、三方原学園及び磐田学園の項静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例に係る部分 (以下「吉原林間学園に係る部分」という。)は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この訓令甲による改正後の静岡県事務決裁規程(以下「改正後の規程」という。)の規定(吉原林間学園

に係る部分を除く。)は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程別表第2(その1)公共 用地課の項所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る部分の規定は令和元年6月1日か ら、改正後の規程別表第2(その1)農地保全課の項農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る部 分及び別表第2(その2)農林事務所の項農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る部分の規定は 令和元年7月1日から適用する。